

第 3 編 風水害対策編

第1章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第1節（53ページ）」を準用する。

第2 現 況

「第2編 震災対策編－第1章－第1節（53ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1	自助、共助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）
2	自主防災組織の育成強化
3	消防団の活動体制の充実
4	事業所等における防災組織等の整備
5	ボランティア等の活動支援体制の整備
6	地区防災計画の策定
7	適切な避難行動に関する普及啓発

1～6については、「第2編 震災対策編－第1章－第1節－<予防・事前対策>（54ページ）」を準用するほか、以下のとおり対応する。

7 適切な避難行動に関する普及啓発

「第2編 震災対策編－第1章－第1節－<予防・事前対策>－7 適切な避難行動に関する普及啓発（60ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（1）取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

（2）具体的な取組内容

ア 市民向けの普及啓発

【危機管理課（統括班）、消防組合、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）】

県及び市は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、マイ・タイムライン作成に関する普及啓発に努めるものとする。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

1. 事前の確認

①住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認

②避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

- ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
- ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

<応急対策>

- | |
|-----------------|
| 1 自助による応急対策の実施 |
| 2 地域による応急対策の実施 |
| 3 事業所による応急対策の実施 |
| 4 ボランティアとの連携 |

「第2編 震災対策編－第1章－第1節－<応急対策>（62ページ）」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 基本方針

風水害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の水害予防対策を実施する。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。さらに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。

第2 現 況

〈土砂災害防止法〉

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命・身体を守るための法律で、土石流やがけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が設定されている。

○ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域は、土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。市内には、急傾斜地32箇所、土石流25箇所がある。

土砂災害特別警戒区域は、土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。

なお、土砂災害（特別）警戒区域は、従来の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を中心とした再調査結果を踏まえ、土砂災害防止法に基づき告示した区域である。

〈土砂災害危険箇所〉

土砂災害のおそれがある箇所を土砂災害危険箇所として位置付け、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに警戒避難体制の整備を行っている。本市の土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流18渓流、急傾斜地崩壊危険箇所16箇所となっている。

○ 土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、溪床勾配3°以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、山間部に広く分布している。

○ 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は、活動が予測される区域である。

なお、現在、本市に地すべり危険箇所はない。

○ 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30°以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

〈山地災害危険地区〉

山地災害のおそれがある箇所を山地災害危険地区として位置付け、危険度が高い地区の把握に努めている。本市は、山腹崩壊危険地区10箇所、崩壊土砂流出危険地区2箇所となっている。

〈治水〉

○ 荒川水系

・ 荒川中流右岸ブロック（和田吉野川、市野川、入間川など）

荒川中流右岸ブロック西部の山地は秩父山地の一部をなしている。この秩父山地の東川に接する形で比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵が半島状に東に突き出し、さらにこれら丘陵の東川縁辺部に東松山台地、入間台地等が分布しており、都市化も進展している。

河道の流下能力不足による溢水の他、支川の合流点における本川から支川への逆流による溢水や支川から本川への排水不良による内水が主な浸水被害の原因であり、緊急性、必要性の高い箇所から治水施設の整備を今後も進めていく必要がある。

〈地盤沈下〉

県では、地盤沈下の調査のため、昭和36年2月から毎年水準測量を実施している。

調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大184.6cm沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須低地も大きな被害を受けている。

〈ため池〉

市で農業用ため池として管理しているため池は仙女ヶ池と諏訪池の2池であり、このうち仙女ヶ池は決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。また、飯能市内にある宮沢ため池も防災重点農業用ため池であり、市内に浸水想定区域が設定されている。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1	水害予防-治山
2	水害予防-治水
3	水害予防-ため池
4	土砂災害予防
5	防災都市づくり

1 水害予防-治山

(1) 取組方針

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという県土保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する。

(2) 具体的な取組内容

ア 予報・警報等の伝達体制確立

【危機管理課（統括班）】

県は、効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。

令和3年度8月現在、市内では山腹崩壊危険地区10か所、崩壊土砂流出危険地区2か所が把握されている（資料編参照）。市は、これらの地域において、山地災害発生の危険が高まった際には、迅速かつ的確に予報、警報及び避難指示等が地域住民に伝達できる体制を確立する。

イ 治山施策の総合的な推進

【施設管理担当課、施設管理者、環境課（衛生班）、産業振興課（物資調達班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、下水道課（下水道班）】

県における治山事業の基本方針は次のとおりである。市は、この基本方針に従い、関係機関と連携して治山事業を推進する。

【治山事業の基本方針】

① 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

② 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

③ 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

2 水害予防－治水

(1) 取組方針

本市でみられる水害は、小畔川水系の中小河川における内水氾濫がほとんどであるが、西部地区の山麓を縫うように流れる高麗川は、宅地化が進行する中で、集中豪雨時に増水しやすくなっている。

また、近年は急激に発達した積乱雲がもたらす集中豪雨が頻繁に発生しており、市は管理する河川について、早期の改修・整備を実施するとともに、他の河川管理者に対して必要な治水対策を要望し、水害の発生を予防する。

(2) 具体的な取組内容

ア 治水対策 【施設管理担当課、施設管理者、環境課（衛生班）、産業振興課（物資調達班）、建設課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）、下水道課（下水道班）】

① 河川の改修

市は、管理する河川について、治水対策が必要な危険な箇所を優先的に改修・整備を推進するとともに、雨水幹線についても必要に応じた整備を実施する。

② 雨水流出抑制施設の整備

a 貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し徐々に流出させるため、公共施設等への貯留施設の整備を検討する。

b 浸透施設の整備

- ・雨水を浸透枘や浸透埋設管に導き、地中に浸透させる施設の整備を推進する。
- ・駐車場や歩道などに浸透性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させることに努める。

c 宅地開発等の指導

宅地開発に際しては、雨水流出抑制施設の設置など、治水対策上の指導を行う。

d 緑地・農地の保水

緑地や農地の持つ保水・貯留機能を維持・確保するため、開発等により失われつつある緑の保全に努める。

③ 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川は、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長へ通知している。

本市は、水防法第14条における洪水浸水想定区域には指定されていない。

これ以外の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民滞在者その他の者へ周知するものとする。

④ 内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から市民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

a 下水道等の整備推進

市は、下水道の整備を推進するとともに、雨水幹線についても必要に応じた整備を実施する。

b 内水ハザードマップの作成

市は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、市民に情報提供を行う。

3 水害予防—ため池

（１）取組方針

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、市民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点農業用ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

（２）具体的な取組内容

ア ため池の水害予防対策の推進

【危機管理課（統括班）、産業振興課（物資調達班）】

「第2編 震災対策編—第1章—第2節—<予防・事前対策>—1 防災都市づくり（65ページ）」を準用する。

4 土砂災害予防

（１）取組方針

土石流、急傾斜地崩壊、山地災害など、市民の生命・身体、財産等に被害が生じるおそれがある土砂災害に対して、あらかじめ危険箇所を把握し、災害発生を予防するための対策を実施する。

なお、本市には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害

特別警戒区域が指定されている。

(2) 具体的な取組内容

土砂災害警戒区域等の指定がある場合は、警戒避難体制の確立に努める。併せて、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害といった個別の現象に対し、予防対策を行う。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

【危機管理課（統括班）】

① 土砂災害防止法の概要

「土砂災害防止法」は、土砂災害のおそれがある区域（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の制限、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、平成13年4月1日に施行された。

本市においては、この法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、平成23年度から指定（資料編参照）を受けている。

・土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。

・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制等が行われる。

② 土砂災害に関するハザードマップ等の作成

土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップ等を作成・公表し、土砂災害に対する防災意識の啓発に努める。

③ 防災訓練等の開催

土砂災害警戒区域内周辺の住民を中心に、土砂災害を想定した防災訓練・講習会等を開催する。

④ 要配慮者関連施設の避難の支援

土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

⑤ 情報伝達システムの整備

土砂災害の前兆現象の早期発見のため、地域との連携に努めるとともに、気象情報などと合わせて、住民に避難を促す情報伝達システムを整備する。

イ 土石流の予防対策

【危機管理課（統括班）】

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、溪床勾配3°以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家はないものの今後住宅立地等が

見込まれる溪流をいう。

市内には土石流危険溪流が18溪流（資料編参照）あり、大雨の際には土石流の発生に備えた注意が必要である。

ウ がけ崩れの予防対策

【危機管理課（統括班）】

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さ5m以上の急傾斜で、人家に被害を及ぼすおそれのあるもの及び人家はないものの今後住宅立地が見込まれる箇所をいう。

市内では、16箇所が急傾斜地崩壊危険箇所（資料編参照）に指定されており、大雨の際には土石流の発生に備えた注意が必要である。

エ 山地災害危険地区の予防対策

【危機管理課（統括班）】

山地災害危険地区とは、地形、地質等からみて崩壊危険度が高く、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある地区をいう。

市内に、12箇所の山地災害危険地区（資料編参照）があり、山地災害の発生に備えた注意が必要である。

オ 要配慮者施設における避難確保計画の作成等

【危機管理課（統括班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、学校教育課（文教班）、学校】

土砂災害防止法の改正（平成29年6月19日）に伴い、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。

なお、市内の土砂災害警戒区域にある要配慮者施設は次のとおりである。

日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目1-1
武蔵台学童保育室	武蔵台五丁目1-1
日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目150-1
日高市立高根中学校	大字女影1180
特別養護老人ホーム清流苑	大字横手401-5

5 防災都市づくり

「第2編 震災対策編－第1章－第2節－<予防・事前対策>－1 防災都市づくり (65ページ)」を準用する。

<応急対策>

1 公共施設等の応急対策

2 土木施設の応急対策

「第2編 震災対策編－第1章－第2節－<応急対策> (75ページ)」を準用する。

<復旧対策>

1 迅速な災害復旧

「第2編 震災対策編－第1章－第2節－<復旧対策> (77ページ)」を準用する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第3節（81ページ）」を準用する。

第2 現 況

「第2編 震災対策編－第1章－第3節（81ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1	交通関連施設の安全確保
2	緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
3	ライフラインの確保
4	エネルギーの確保

「第2編 震災対策編－第1章－第3節－<予防・事前対策>（83ページ）」を準用する。

<応急対策>

1	道路ネットワークの確保
2	交通規制
3	鉄道施設の応急対策
4	ライフライン施設の応急対策
5	発災時のエネルギー供給機能の確保

「第2編 震災対策編－第1章－第3節－<応急対策>（87ページ）」を準用するほか、「2 交通規制」について、次のとおり対応する。

- 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

<復旧対策>

1 ライフライン施設の早期復旧

「第2編 震災対策編－第1章－第3節－<復旧対策>（99ページ）」を準用する。

第4節 応急対応力の強化

第1 基本方針

市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に示して、応急活動体制に万全を期す。

第2 現 況

「第2編 震災対策編—第1章—第4節（102ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 水防
2 応急活動体制の整備
3 防災活動拠点の整備

1 水防

（1）取組方針

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものであり、水防法第7条の規定に基づく埼玉県水防計画による。

ただし、災対法に基づく埼玉県災害対策本部が設置されたときは、本計画により同本部と密接に連絡する。

（2）具体的な取組内容

ア 水防体制の確立 【危機管理課（統括班）、建設課・市街地整備課（応急復旧班）、消防組合、消防団、河川管理者】

① 水防機関の非常配備

市長（水防管理者）は、洪水予報が発せられたときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、その後の情報把握に努める。

② 出動を要請する基準

次の場合には、市長（水防管理者）が、消防組合に出動を要請する。

- a 県から出動の指示があったとき。
- b 市長（水防管理者）が必要と認めたとき。

【体制の区分及び配備の基準】

配備体制		配備基準	体制の役割等	配備体制	配備決定者
待機体制		・台風が接近し、かつ、被害の発生が予想される場合 ・大雨・洪水・暴風等の警報が発令され、かつ、被害の発生が予想される場合	防災に関連する部署等の職員が災害情報の把握及び職員動員連絡のために待機する体制	あらかじめ定められた災害対策班員による体制。	総務部長
警戒体制	第1配備	・台風の強風圏内に入り、かつ、被害発生危険性が高まった場合 ・浸水や土砂災害の危険性が高まった場合 ・避難者が生じる可能性が高まった場合	・職員動員計画に基づき動員した職員により編成する組織をもって、機動的に応急対策活動を実施する体制。 ・組織に「総務」、「広報」、「避難」及び「土木」の担当を置き、各担当にリーダーを置く。状況に応じて各班の構成は柔軟に対応する。 ・2隊を編成して、交代に備える状況も考慮する。	あらかじめ定められた災害対策班員による体制。	総務部長
	第2配備	・台風の暴風圏内に入り、かつ、大きな被害発生可能性が高まった場合 ・大規模な浸水や土砂災害の危険性が高まった場合 ・相当数の避難者が生じた場合	・職員動員計画に基づき動員した職員により編成する組織をもって、機動的に応急対策活動を実施する体制。 ・組織に「総務」「広報」「避難」「土木」の担当を置き、各担当にリーダーを置く。状況に応じて各班の構成は柔軟に対応する。 ・2隊を編成して、交代に備える状況も考慮する。	あらかじめ定められた災害対策班員による体制。	総務部長
非常体制		・広範囲に被害が発生する可能性が高まった場合	災害対策本部を設置して、災害活動を行う体制 全職員を参集し、市の組織及び機能の全てを挙げて活動する。		総務部長が市長の承認を得て行う

2 応急活動体制の整備 ～ 3 防災活動拠点の整備

「第2編 震災対策編－第1章－第4節－<予防・事前対策>－1 応急活動体制の整備 ～ 2 防災活動拠点の整備（103ページ）」を準用する。

<応急対策>

1	水防活動
2	土砂災害防止
3	応急活動体制の施行
4	災害対策本部の設置等
5	警備活動

1 水防活動

(1) 取組方針

市は、水防法の定めるところにより水防管理団体として市域における水防を十分に果たすべき責任を有している。このため、市域における水防活動は市が中心となり、消防等の防災関係機関と綿密な連携を図り実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 水防活動

【統括班（危機管理課）、応急復旧班（建設課・市街地整備課）、消防組合、消防団、河川管理者】

① 監視、警戒活動

a 常時監視

市長（水防管理者）は、市内河川の護岸、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。

b 非常警戒

市長（水防管理者）は、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者に報告するとともに水防作業を開始する。

また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

c 警察官の出動要請

市長（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求める（水防法第22条）。

② 重要水防区域

本市は、水防法及び気象業務法により定められている洪水予報・水防警報の発令対象市ではない。

本市の河川では、南小畦川の下記の場所が、県水防計画における重要水防箇所にて定められている。

河川名	河川管理者	地先名（秆杭位置）	延長
南小畦川	埼玉県	左岸 大谷沢（6.0）から下大谷沢（4.3）まで	1,700m
		左岸 大谷沢（6.0）から下大谷沢（4.3）まで	1,700m

③ 水防作業上の措置

a 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合、消防機関に属するものは警戒区域を設定し、無用の立ち入りを禁止、若しくは制限又はその区域からの退去を命ずることができる（水防法第21条）。

b 公用負担

・ 公用負担の権限

水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）又は消防長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

- ・ 必要な土地の一部使用
- ・ 土石、竹木その他の資材の使用
- ・ 土石、竹木その他の資材の収用
- ・ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

・ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらのものの委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する（水防法第28条）。

・ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、その現場の事情によりそのいとまのないときは、事後において速やかに処理する（水防法第28条）。

・ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けたものに対しては、市長（水防管理者）は、時価によりその損失を補償する（水防法第28条）。

イ 決壊時の処置

【統括班（危機管理課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、消防組合、消防団、警察、河川管理者、市民】

① 決壊時の処置

a 通報

護岸の決壊、又はこれに準ずべき事態が生じた場合、市長（水防管理者）は、直ちにその旨を飯能県土整備事務所長及び氾濫の影響が及ぶ隣接水防管理団体又は市町村長に通報する。

b 警察官の出動要請

護岸の決壊、又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長（水防管理者）は警察署長に対して警察官の出動を要請する（水防法第22条）。

c 居住者等の水防義務

市長（水防管理者）は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、

又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる（水防法第24条）。

② 避難のための立退き

a 避難の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長（水防管理者）及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に信号その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び警察署長にその旨を通知する。

b 立退き

立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出・避難については、市が消防組合及び警察の協力のもと誘導する。また、市長（水防管理者）は、立退き措置を行った旨を知事に報告する。

③ 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、市長（水防管理者）は水防解除を命ずると共に、これを市民に周知させ、知事に対してその旨を報告する。

ウ 協力応援

【統括班（危機管理課）、消防組合】

① 水防管理団体への応援要請

水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）は、他の水防管理者、近隣市町村長又は消防長に対し応援を求める（水防法第23条）。

② 自衛隊に対する出動要請

「第2編 震災対策編—第1章—第12節—<応急対策>—3 自衛隊災害派遣（198ページ）」を準用する。

エ 観測通報

【統括班（危機管理課）、飯能県土整備事務所】

① 水防活動状況報告

県水防計画の定めるところにより、水防活動状況を、飯能県土整備事務所へ報告する。

a 定時報告

出動から1時間毎に、定時報告書により報告する。

b 異常報告

き裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は、逐次、水防活動速報報告書により報告する。

c 重大災害状況報告

重大な状況が生じた場合、逐次、重大災害状況により報告する。

d 水防顛末^{てんまつ}報告

水防が終結したときは、市長（水防管理者）は遅滞なく水防実施状況報告書により飯能県土整備事務所を経由して知事に報告する。

2 土砂災害防止

(1) 取組方針

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報

【統括班（危機管理防災課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、広報班（市政情報課）、情報班（政策秘書課）、調査班（税務課・収税課）、応急復旧班（建設課・市街地整備課）、自主防災組織等】

① 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

a 土砂災害警戒情報の対象地域

熊谷地方気象台と県河川砂防課が共同作成し、市を最小の発表単位として発表する。

b 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、防災活動や市民への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するほか、自主避難の判断にも利用できることを目的とする。

c 土砂災害警戒情報の発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

発表基準	・大雨警報（土砂災害）発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合 ・より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合
解除基準	・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測される場合 ・無降雨状態が長時間続いている場合

d 土砂災害警戒情報の詳細情報

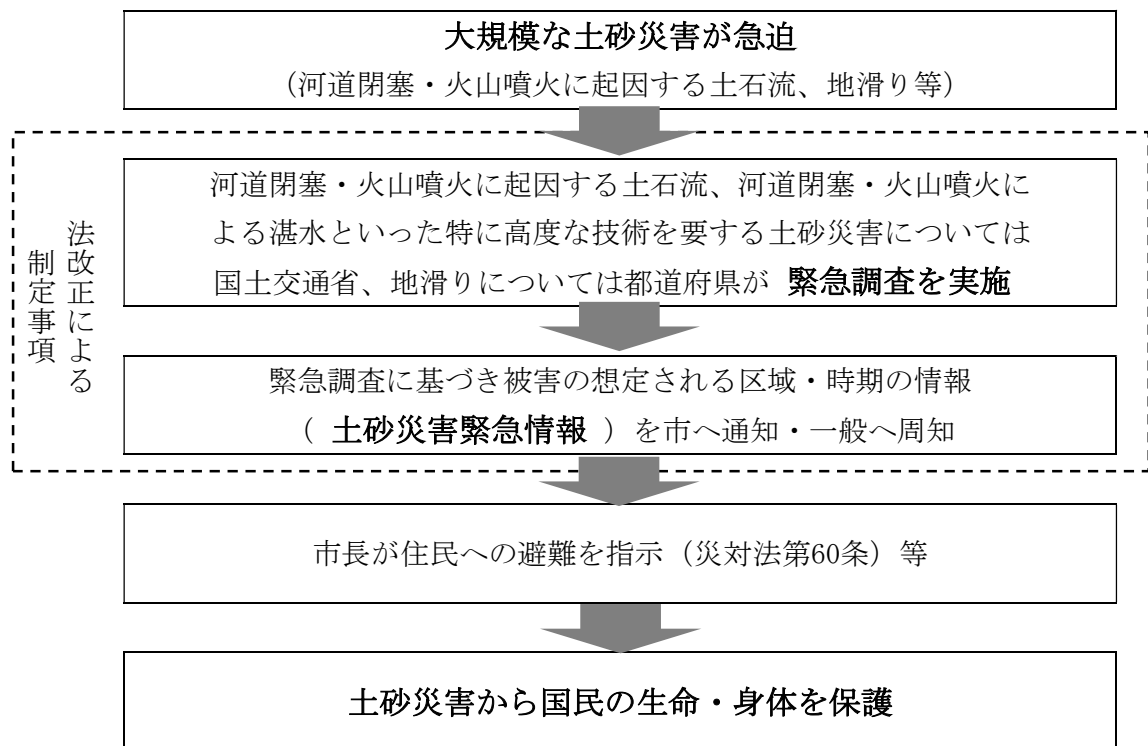
- ・インターネットを利用した情報提供として、埼玉県河川砂防防災情報システムより土砂災害危険度を示した情報（1 kmメッシュ）が気象庁ホームページ、防災情報提供システム（気象庁）では土砂災害危険度を示した情報（5 kmメッシュ）が発表される。
- ・1 km×1 kmの1 km²単位で発令される。

② 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法第26条、27条に基づき重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行うこととしている。

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知・一般へ周知する。

市は、住民への避難の指示を出す。



③ 避難指示等の発令

土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、市長は、周辺の溪流・斜面の状況や土砂災害に関するメッシュ情報、土砂災害警戒区域等、気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

④ 情報の収集・伝達

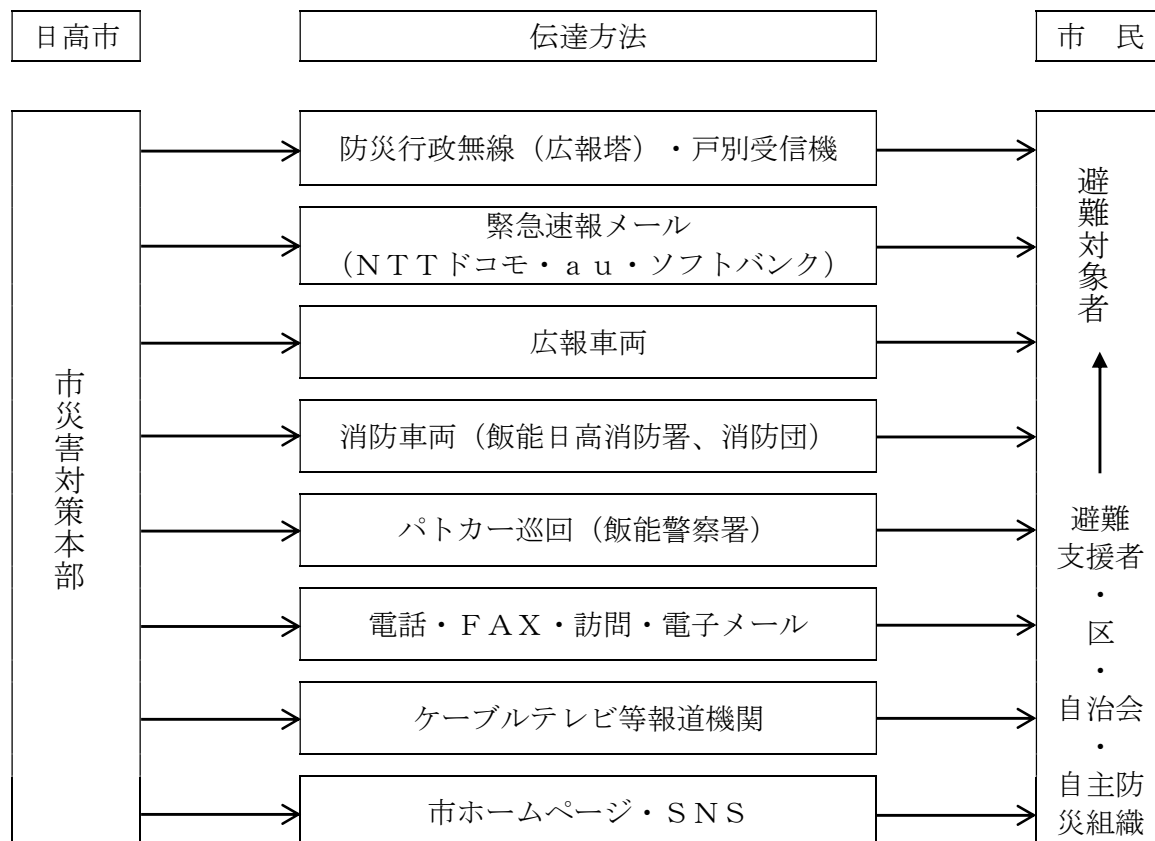
- a 市は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。
- b 市は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。
- c 市は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情

報をFAX、電話等により伝達する。

- d 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。
- e 伝達内容に関しては、同様の内容を繰り返し伝達する。広報車等で伝達を行う場合は、車両を移動しながら行うのではなく、対象地区内の一箇所に留まって複数回繰り返した後、次の地点に移動するようにする。
- f 具体的な伝達方法・伝達先等については次のとおりである。

- ・防災行政無線により対象地域の住民全般に伝達
- ・緊急速報メールにより携帯電話へメール送信による伝達
- ・市の広報車や消防団車両により、対象地域の住民全般に伝達
(広報車が聞こえない区域については、適宜、区・自治会の役員を通じて伝達してもらう)
- ・消防組合及び警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼
- ・避難行動要支援者の避難支援者・事前登録者、利用施設への伝達
- ・区長・自治会長、自主防災組織等へ、電話、携帯電話への緊急速報メール等により多重化した伝達を行い、率先して避難行動を促すような伝達や地域内での直接的な声かけによる伝達
- ・ケーブルテレビ等の報道機関への依頼
- ・市ホームページへの掲載等、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達

【住民への伝達】



⑤ 避難誘導

市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障がい者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

⑥ 二次災害の防止

市は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- a 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- b 発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- c 気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被災者等に役立つ情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。
- d 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。
- e 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等を実施する。
- f 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。

3 応急活動体制の施行 ～ 5 警備活動

「第2編 震災対策編―第1章―第4節―<応急対策>―2 応急活動体制の施行
～ 4 警備活動（106ページ）」を準用する。

第5節 消防

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第5節（111ページ）」を準用する。

第2 現 況

「第2編 震災対策編－第1章－第5節（111ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 消防力の充実強化

2 救急救助体制の整備

「第2編 震災対策編－第1章－第5節－<予防・事前対策>（112ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 消防活動

「第2編 震災対策編－第1章－第5節－<応急対策>（114ページ）」を準用する。

第6節 情報の収集・共有・伝達体制の整備

第1 基本方針

「第2編 震災対策編―第1章―第6節（117ページ）」を準用する。

第2 現 況

「第2編 震災対策編―第1章―第6節（117ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

- | |
|--------------------|
| 1 情報の収集・共有・伝達体制の整備 |
| 2 気象情報や避難情報の活用の周知 |

1 情報の収集・共有・伝達体制の整備

「第2編 震災対策編―第1章―第6節―<予防・事前対策>―1 情報収集・共有・伝達体制の整備（118ページ）」を準用する。

2 気象情報や避難情報の活用の周知

（1）取組方針

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、市民の防災意識向上を図る。

（2）具体的な取組内容

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を市民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

<応急対策>

1	特別警報・警報・注意報等の伝達
2	災害情報の収集・共有・伝達
3	異常な現象発見時の通報
4	広聴広報活動

1 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 取組方針

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

【熊谷地方気象台】

① 特別警報・警報・注意報

平成20年5月から、大雨及び洪水警報・注意報の発表の目安となる基準に、災害との関連性が高い新たな指標である土壌雨量指数及び流域雨量指数が導入された。

また、平成22年出水期からは、気象に関する警報・注意報が市町村単位で発表されている。

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

② 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

日高市においては、一次細分区域が「南部」（従前どおり）であり、二次細分区分が「日高市」となる。

【予報、特別警報・警報・注意報の細分区域】

一次細分 区域名	市町村等を まとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、 日高市 、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ

		れる。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台 一次細分区域：南部、市町村をまとめた地域：南西部、二次細分区域：日高市〔令和3年6月8日現在〕）】

種 類		発表基準	
特 別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警 報	大 雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	25
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	124
	洪 水	流域雨量指数基準	小畔川流域=6.9、高麗川流域=19.7
		複合基準 ^{※1}	二
	暴 風	平均風速：20m/s	
	暴風雪	平均風速：20m/s 雪を伴う	
意	大 雨	大 雪	12時間降雪の深さ10cm
		(浸水害) 表面雨量指数基準	10

	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	80
	洪水	流域雨量指数基準	小畔川流域=5.5、高麗川流域=15.7
		複合基準※ ¹	小畔川流域=(5, 5.4)、高麗川流域=(8, 12.6)
	強風	平均風速：11m/s	
	風雪	平均風速：11m/s	雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ5cm	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	濃霧	視程：100m	
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※ ²	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合	

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

③ 各種気象情報・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の

水警報の危険度分布)	洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

・早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

④ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

⑤ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

① 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

【指定河川洪水予報】

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※個別河川に係る洪水予報の基準水位は水防計画による。

【国が管理する河川の洪水予報】

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

利根川、小山川、渡良瀬川、烏川、神流川、中川、綾瀬川、江戸川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川

② 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、市民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

③ 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

【国が管理する河川の水防警報】

水防法第16条により、国土交通大臣が行う水防警報河川は、次のとおりである。

利根川、烏川、神流川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、荒川、入間川、越辺川、高麗川、都幾川、小畔川

ウ 気象業務法、災対法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【発表対象地域（43市町村）】

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、入間市、坂戸市、**日高市**、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、熊谷市、深谷市、寄居町、春日部市、松伏町

① 発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

【発表基準】

- ・大雨警報（土砂災害）発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

【解除基準】

- ・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

② 伝達系統

伝達系統は、「ク 気象警報等の伝達」土砂災害警戒情報伝達系統図（309ページ）による。

エ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞

による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

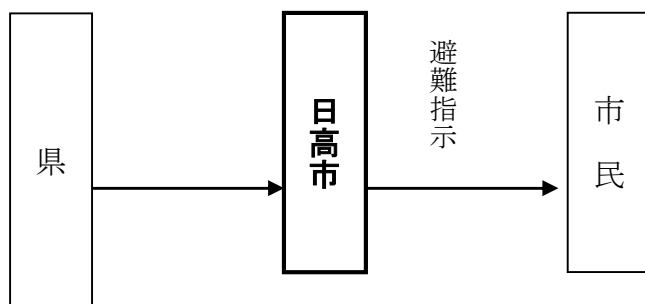
市は発表を受け、市民に避難指示を行う。

① 伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

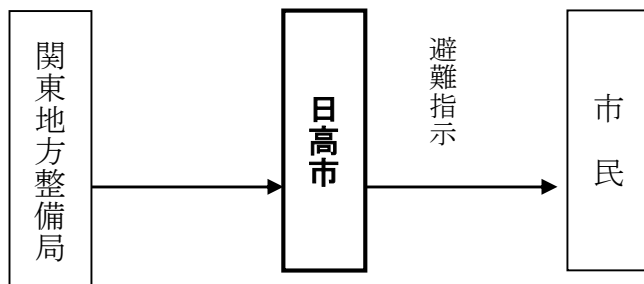
<県が緊急調査を行う場合>

- ・地すべり



<国が緊急調査を行う場合>

- ・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- ・河道閉塞による湛水
- ・河道閉塞による湛水を原因とする土石流



オ 火災気象通報

【統括班（危機管理課）】

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市や消防組合に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。
ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

カ 災害時気象支援資料

【統括班（危機管理課）】

市は熊谷地方気象台に対し、災害時の応急活動の支援のため、詳細な気象情報等の提供を求めることができる。

キ 熊谷地方気象台と埼玉県・市とのホットラインの運用 【統括班（危機管理課）】

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市防災担当課責任者等へ電話連絡する。

- ① 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ② 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - a 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - b 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替をした場合
 - c 特別警報を警報に切り替えた場合

※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

ク 気象警報等の伝達 【熊谷地方気象台】

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替え、解除した場合は次の機関へ通知する。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

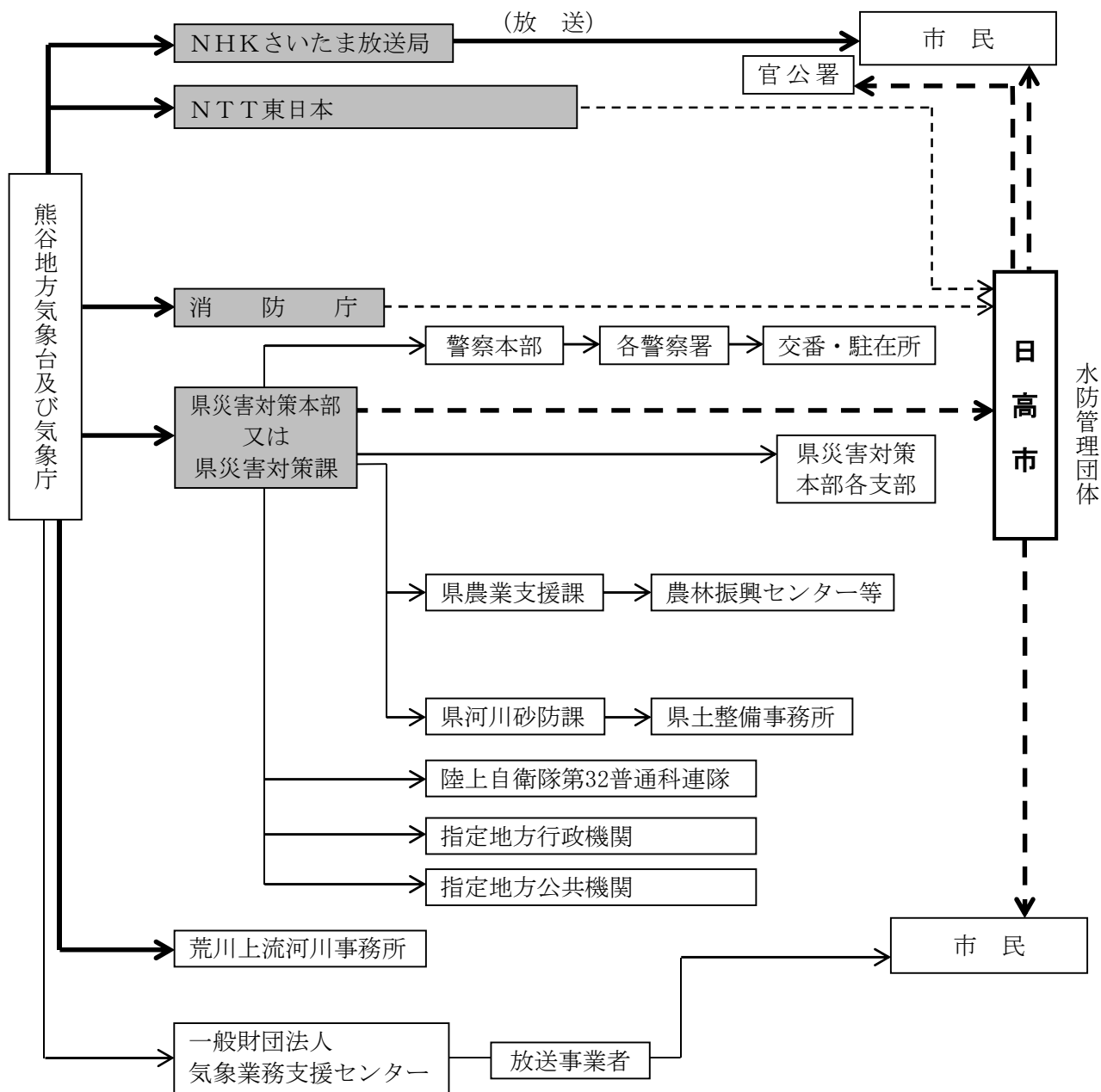
種 別 通 知 先	特 別 警 報		注 意 報					気 象 情 報			水 防 活 動 用 警 報 ・ 注 意 報 ・ 情 報		
	大雨・暴風・洪水※	大雪・暴風雪	大雨・洪水・雷	大雪・風雪・着雪・低温	乾 燥	濃 霧	霜	記録的短時間大雨情報	土砂災害警戒情報	その他の気象情報	警 報	注 意 報	情 報
NTT東日本（警報伝達システム担当）	●	●									●		
NHKさいたま放送局	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	●									●		
県災害対策課	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
荒川上流河川事務所	●	○	○					○	○	○			

● 気象業務法第15条による通知先を示す。

○ 上記以外の通知先を示す。

※ 洪水は警報に限る。

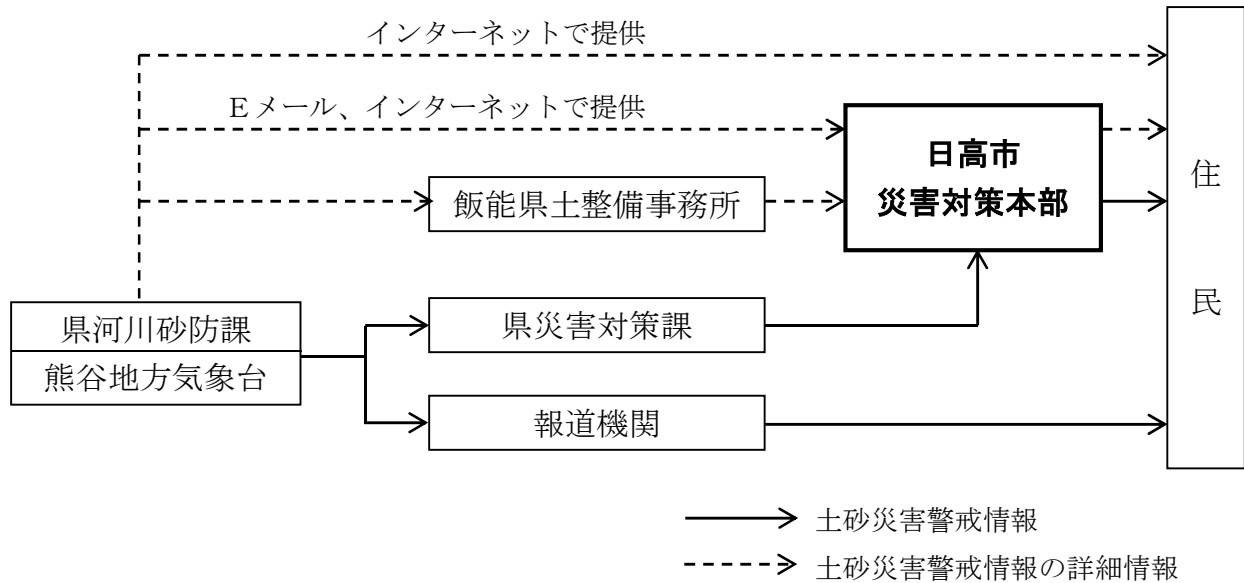
【伝達系統図】



凡例

- 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
- 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
- - - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路
- 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
- 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



2 災害情報の収集・共有・伝達

（１）取組方針

市では、風水害時に収集すべき気象予報等の情報を収集するとともに、市内の状況に応じて、待機体制、警戒体制及び非常体制ごとに、段階的な体制により「被害情報調査」を実施する。

また、市（災害対策本部）は、「被害情報」及び「災害応急対策に関して実施した措置等」について、速やかにとりまとめ県に報告する。

（２）具体的な取組内容

「第2編 震災対策編—第1章—第6節—<応急対策>—1 災害情報の収集・伝達（123ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 風水害時に収集すべき情報

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
(ア) 気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(イ) 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・土砂災害に関するメッシュ情報	随 時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線 ・防災情報提供システ

	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随 時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防組合 ・自主防災組織・市民	・ム（気象庁） ・気象庁ホームページ
(ウ) 危害危険箇所等の情報の収集	・河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の 覚知後 即時	・市職員 ・消防組合 ・自主防災組織・市民	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所 収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防団員 ・消防組合 ・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
(ア) 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報 〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の 覚知後 即時	・市職員、消防団員 ・消防組合 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織・市民 被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に	・災害オペレーション支援システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況 ・応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、 被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(イ) 市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の 収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防組合 ・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

3 異常な現象発見時の通報

(1) 取組方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

(2) 具体的な取組内容

災対法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常

な現象を発見した者の通報は次の要領による。

ア 発見者の通報 【統括班（危機管理防災課）】

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同法同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない（同法同条第3項）。

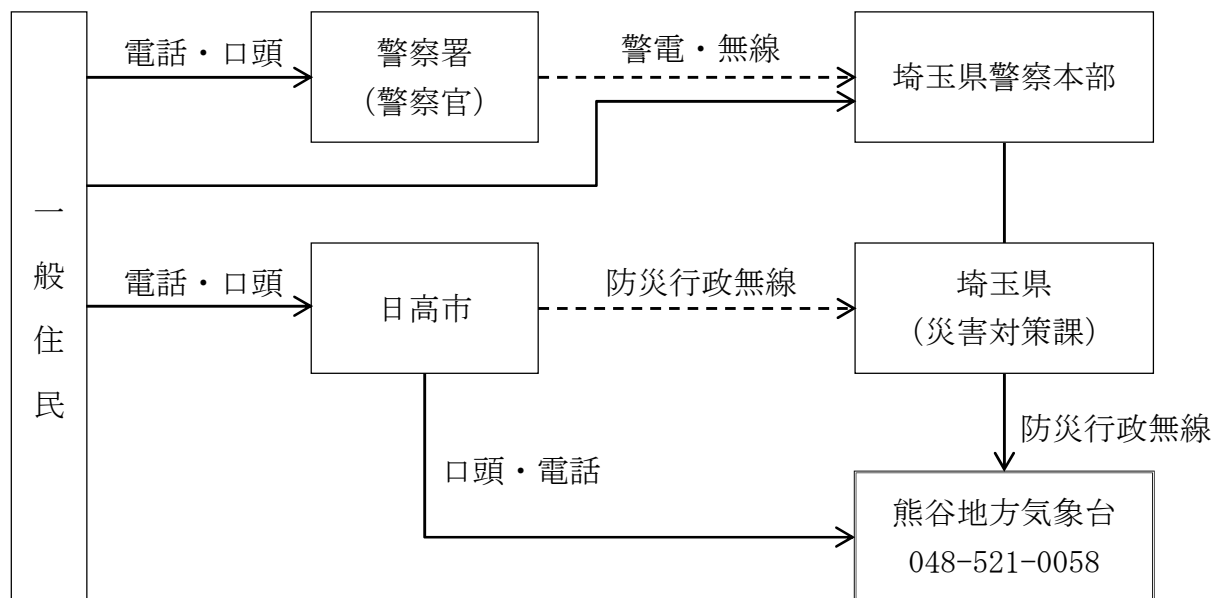
イ 市長の通報及びその方法 【統括班（危機管理課）】

前項の通報を受けた市長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項】

- 気象に関する事項
著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等
- 地震・火山に関する事項
 - ・ 火山関係
噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
 - ・ 地震関係
数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

ウ 気象庁機関の通報先 【統括班（危機管理課）】



4 広聴広報活動

「第2編 震災対策編－第1章－第6節－<応急対策>－2 広聴広報活動（130ページ）」を準用する。

第7節 医療救護等対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第7節（133ページ）」を準用する。

第2 現 況

「第2編 震災対策編－第1章－第7節（133ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 医療救護体制の整備

2 防疫体制の整備

「第2編 震災対策編－第1章－第7節－<予防・事前対策>（134ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 初動医療体制

「第2編 震災対策編－第1章－第7節－<応急対策>（137ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 防疫活動

「第2編 震災対策編－第1章－第7節－<復旧対策>（141ページ）」を準用する。

第8節 避難対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第9節（149ページ）」を準用する。

なお、風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

第2 現 況

市内には土砂災害警戒区域、土石流危険渓流等が存在するため、これらの危険箇所の近隣住民については、災害が発生する可能性がある場合には的確な避難行動を取る必要がある（危険箇所については「第2節－第2 現況（277ページ）」及び資料編参照）。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難体制の整備

1 避難体制の整備

「第2編 震災対策編－第1章－第9節－<予防・事前対策>（150ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 避難計画の策定

【危機管理課（統括班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】

市は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への

避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

① 洪水等に対する住民の警戒避難体制

市は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

② 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

③ 局地的短時間豪雨

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

イ 発災前の避難決定及び住民への情報提供

【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）】

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。県及び市は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難

行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

ウ 事業者による従業員等の安全確保

【事業者】

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

<応急対策>

1	避難の実施
2	避難所の開設・運営
3	広域避難
4	広域一時滞在

1 避難の実施

(1) 取組方針

「第2編 震災対策編－第1章－第9節－<応急対策>－1 避難の実施（155ページ）」を準用する。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難指示 【市長】

① 実施責任者

避難のための立退きの指示、立退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行う。

実施責任者	根拠法令	適用災害
知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
市長	災対法第60条	災害全般
水防管理者	水防法第29条	洪水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る)	自衛隊法第94条	災害全般

但し、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

a 避難指示

・市長

市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。

この場合、市長は、知事に必要な事項を伝達する。

・知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができ

なくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。

・警察官

警察官は、災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長もしくはその権限を代行する市の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。

・自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

この場合、自衛官は、市長を通じて知事に必要な事項を伝達する。

② 避難指示の内容 【市長】

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

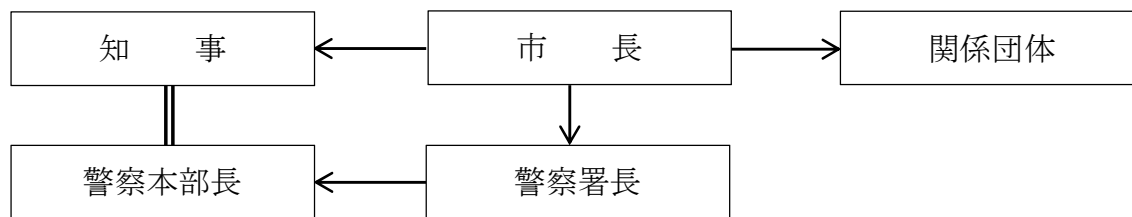
- | | |
|---|-----------|
| a | 要避難対象地域 |
| b | 立退き先 |
| c | 避難先及び避難経路 |
| d | 避難理由 |
| e | 避難時の留意事項 |

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

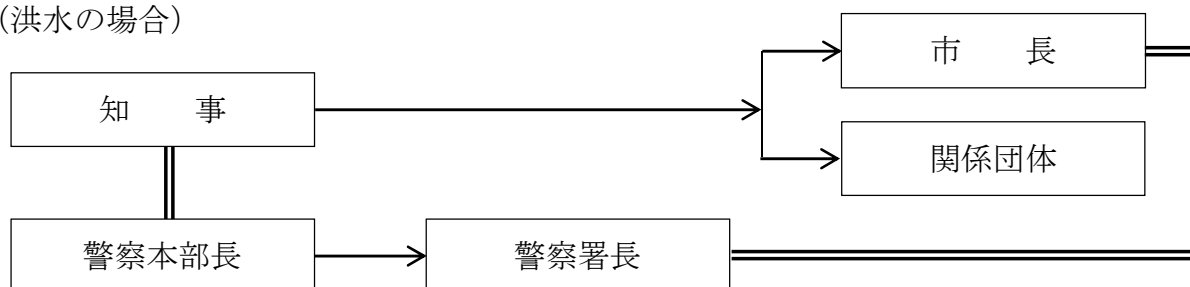
③ 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

・市長



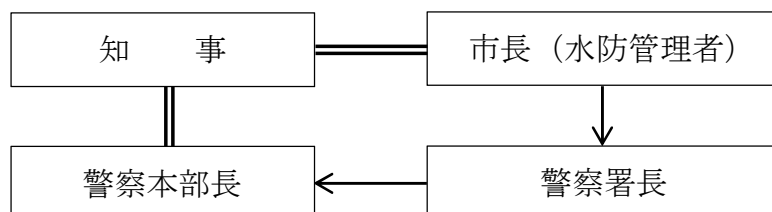
・知事又はその命を受けた職員
(洪水の場合)



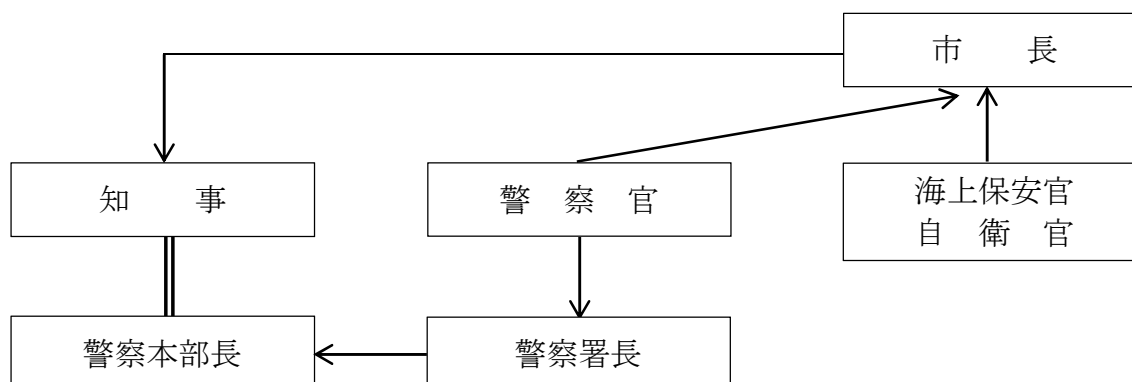
(地すべりの場合)

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除く。

・水防管理者



・警察官、海上保安官及び自衛官



④ 市民への周知

「避難のための立退き」の指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ市民に対し周知する。その際、外国人に対

しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する。また、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

⑤ 発令基準及び伝達方法

避難指示の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達する。

種 別	発 令 基 準	伝 達 方 法
避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7 火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

イ 市長による避難情報の発令

【市長】

市長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所からの高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災

		害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある」と判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取りべき行動を検討する。

（用語の説明）

■避難：災害から命を守るための行動

■立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

■近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

■屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

ウ 警戒区域の設定

【統括班（危機管理課）、警察、消防組合、消防団】

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状 況	措 置	指示者	対象者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63、73条）	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 市長 (イ) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (エ) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防職員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1）市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2）（ア）に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権

を行うことができる。

(注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)および(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注4) 知事は災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代って実施しなければならない。

Ⅱ 避難誘導

【危機管理課（統括班）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】

① 市の役割

a 避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

<災害の発生状況に関する状況>

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害の拡大についての今後の見通し

<災害への対応を指示する情報>

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への市民の協力要請
- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して、迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

b 避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知した者とする。

c 避難順位及び携帯品等の制限

- ・避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、避難行動要支援者を優先して行い、車輛の移動は、人員の避難がおおむね終了した後とする。
- ・携帯品は、貴重品、若干の食糧、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障がない最小限度のものとする。
- ・これらの内容を予め市民に周知しておく。

② 警察機関の任務

- a 警察官が避難誘導を行う場合は、市、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行う。
- b 住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

2 避難所の開設・運営 ～ 4 広域一時滞在

「第2編 震災対策編－第1章－第9節－<応急対策>－2 避難所の開設・運営
～ 4 広域一時滞在（159ページ）」を準用する。

第9節 災害時の要配慮者対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第10節（165ページ）」を準用する。

第2 現 況

「第2編 震災対策編－第1章－第10節（165ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1	避難行動要支援者の安全対策
2	要配慮者全般の安全対策
3	社会福祉施設入所者等の安全対策

「第2編 震災対策編－第1章－第10節－<予防・事前対策>（166ページ）」を準用する。

<応急対策>

1	避難行動要支援者等の避難支援
2	避難生活における要配慮者支援
3	社会福祉施設入所者等の安全確保
4	外国人への支援

「第2編 震災対策編－第1章－第10節－<応急対策>（174ページ）」を準用する。

第10節 物資供給・輸送対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第11節（179ページ）」を準用する。

第2 現 況

「第2編 震災対策編－第1章－第11節（179ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

- | |
|---|
| 1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 |
| 2 緊急輸送体制の整備 |

「第2編 震災対策編－第1章－第11節－<予防・事前対策>（180ページ）」を準用する。

<応急対策>

- | |
|---------------------------|
| 1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材等の供給 |
| 2 緊急輸送 |

「第2編 震災対策編－第1章－第11節－<応急対策>（184ページ）」を準用する。

第11節 相互応援

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第12節（193ページ）」を準用する。

第2 現況

「第2編 震災対策編－第1章－第12節（193ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 相互応援の体制整備等

「第2編 震災対策編－第1章－第12節－<予防・事前対策>（194ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 応援要請

2 応援の受入れ

3 自衛隊災害派遣

4 ヘリコプター運航調整

「第2編 震災対策編－第1章－第12節－<応急対策>（196ページ）」を準用する。

第12節 遺体の埋・火葬対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第13節（202ページ）」を準用する。

第2 現 況

「第2編 震災対策編－第1章－第13節（202ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 遺体収容所の選定

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

「第2編 震災対策編－第1章－第13節－<予防・事前対策>（202ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 遺体の取扱い

「第2編 震災対策編－第1章－第13節－<応急対策>（203ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 遺体の埋・火葬

「第2編 震災対策編－第1章－第13節－<復旧対策>（205ページ）」を準用する。

第13節 市民生活の早期再建

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第1章－第14節（206ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1	応急住宅対策
2	り災証明書の交付体制の整備
3	被災者台帳の整備
4	動物愛護
5	文教対策
6	がれき処理等廃棄物対策
7	被災中小企業支援

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－<予防・事前対策>（206ページ）」を準用する。

<応急対策>

1	災害救助法の適用
2	被災者台帳の作成・り災証明書の発行
3	災害廃棄物等処理対策
4	動物愛護
5	応急住宅対策
6	文教対策

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－<応急対策>（211ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1	生活再建等の支援
---	----------

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－<復旧対策>（225ページ）」を準用する。

第14節 竜巻等突風対策

第1 基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第2 現 況

1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で23件（2007年～2017年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

2 特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

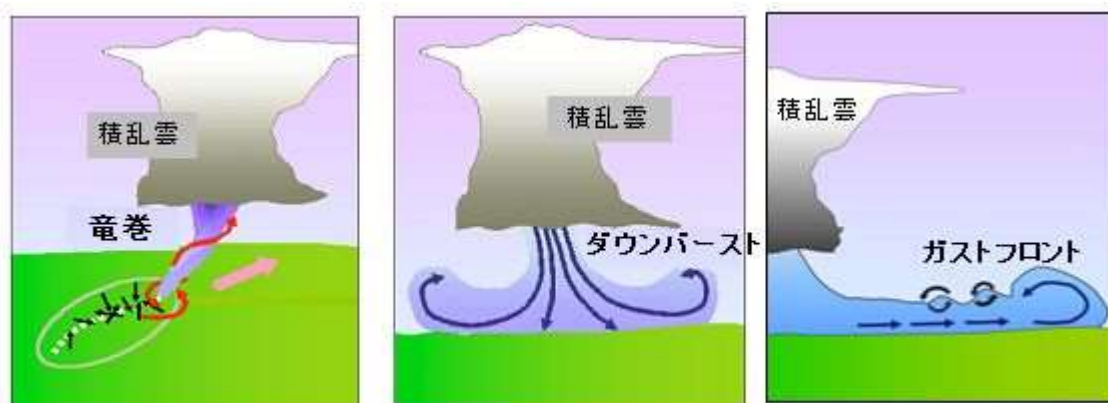
3 その他の突風

（1）ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから10キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

（2）ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

4 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

5 課題

竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

ア 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。

イ 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

■竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第1号

令和××年××月××日××時××分 気象庁発表

埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

ウ 適中率は5%程度、補捉率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

(i) 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。

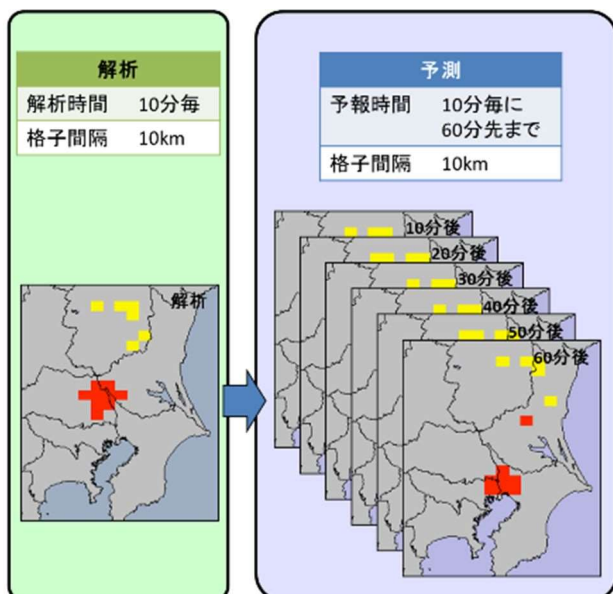
(適中率7～14%、捕捉率50～70%)

(ii) 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

(適中率1～7%、捕捉率80%)

発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

■竜巻発生確度ナウキャストについて



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度。捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率：
発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率：
発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典：気象庁ホームページ)

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及
2 竜巻注意情報等気象情報の普及
3 被害予防対策
4 竜巻等突風対処体制の確立
5 情報収集・伝達体制の整備
6 適切な対処法の普及

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

【危機管理課（総括班）、熊谷地方気象台】

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

（参考）県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等）

イ 竜巻に対処する為の教育

【各学校】

- ① 竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える意識を育てる。
- ② 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- ③ 安全管理運対体制の充実に努める。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

(1) 取組方針

竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻関係の気象情報について普及啓発

【危機管理課（総括班）、市政情報課（広報班）、熊谷地方気象台】

熊谷地方気象台は県及び市と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法につい

て、市民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、
防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等)

3 被害予防対策

(1) 取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 物的被害を軽減させるための方策

【危機管理課（総括班）、重要施設管理者】

- ① 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。
- ② 低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

4 竜巻等突風対処体制の確立

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻に対する対処

【危機管理課（総括班）】

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 具体的な取組内容

ア 住民への伝達体制

【市政情報課（広報班）】

- ① 事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。
- ② 防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

イ 目撃情報の活用

【危機管理課（総括班）、市政情報課（広報班）、熊谷地方气象台、学校】

市や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の日撃情報を組織的に収集し、即時性の

高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 具体的な対処方法の普及

【市政情報課（広報班）、市民】

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・ 頑丈な建物への避難
- ・ 窓ガラスから離れる
- ・ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・ 避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

■ 竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・ 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・ 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・ 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・ 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・ 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。

(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴) ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 (ゴーというジェット機のようなごう音) ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 (屋内) ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 (屋外) ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。
--	---

出典：気象庁資料をもとに作成

<応急対策>

1	情報伝達
2	救助の適切な実施
3	がれき処理
4	避難所の開設・運営
5	応急住宅対策
6	道路の応急復旧

1 情報伝達

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

【総括班（危機管理課）】

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（334ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（334ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。）

2 救助の適切な実施

【避難班（生活福祉課）、情報班（政策秘書課）】

(1) 取組方針

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－<応急対策>－1 災害救助法の適用（211ページ）」を準用する。

3 がれき処理 【衛生班（環境課）】

（1）取組方針

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－<応急対策>－3 災害廃棄物等処理対策（214ページ）」を準用する。

4 避難所の開設・運営 【避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、自主防災組織、区・自治会】

（1）取組方針

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

「第2編 震災対策編－第1章－第9節－<応急対策>－2 避難所の開設・運営（159ページ）」を準用する。

5 応急住宅対策 【調査班（税務課・収税課）、建築班（都市計画課）、応急復旧班（建設課・市街地整備課）】

（1）取組方針

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－<応急対策>－5 応急住宅対策（218ページ）」を準用する。

6 道路の応急復旧 【応急復旧班（建設課・市街地整備課）】

（1）取組方針

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

<復旧対策>

1 被害認定の適切な実施

2 被災者支援

1 被害認定の適切な実施

【情報班（政策秘書課）】

（1）取組方針

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

（2）具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－<応急対策>－2 被災者台帳の作成運用・り災証明書の発行（214ページ）」を準用する。

2 被災者支援

【全班（市全課）、警察、消防組合、ライフライン事業者】

（1）取組方針

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

（2）具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－<復旧対策>－1 生活再建等の支援（225ページ）」を準用する。

【<参考>平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例

（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	具 体 例
被災者支援	・ 災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・ 被害認定調査 ・ り災証明書の発行 ・ 被災者相談窓口の設置 ・ 各種申請手数料の免除
生活再建資金	・ 被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・ 生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会） ・ 災害援護資金の貸付 ・ 各種融資制度の広報 ・ 生活必需品購入支援金の支給（市社会福祉協議会） ・ 義援金の募集・配分 ・ 見舞金等の支給
住宅関連	・ 市営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・ 災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）の広報 ・ 応急修理の受付・実施

税金・保険料 の減免、徴収 猶予	・ 市民税、固定資産税の減免等 ・ 市税の納入猶予等 ・ 国民健康保険税等の減免 ・ 国民年金保険料の免除 ・ 後期高齢者医療保険料等の減免等 ・ 介護保険料の免除、徴収猶予 ・ 介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・ 障がい児通所給付費等利用者負担額の減免 ・ 上下水道料金の減免
中小企業等へ の支援	・ 融資に関する相談窓口 ・ 各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への 支援	・ 各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育 支援	・ 認可保育所等の保育料の減免 ・ 児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・ 就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・ 特別支援教育就学奨励費 ・ 幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市立幼稚園減免
その他支援	・ がれき一時保管場所の設置及び処理。 ・ ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・ 消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等 に関する支援	・ 電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド株式会社） ・ 電話料等の支払い延長等（NTT東日本） ・ NHK料金の免除（日本放送協会） ・ 携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）

第2章 災害復興

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章 災害復興（244ページ）」を準用する。

第2 実施計画

「第2編 震災対策編－第2章 災害復興（244ページ）」を準用する。

第3章 雪害対策

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2 大雪災害の特徴

1 平成26年2月の大雪の状況

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は－6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

第3 実施計画

具体的取組

＜予防・事前対策＞

1	市民が行う雪害対策
2	情報通信体制の充実強化
3	雪害における応急対応力の強化
4	避難所の確保
5	孤立予防対策
6	建築物の雪害予防
7	道路交通対策
8	鉄道等交通対策
9	ライフライン施設雪害予防
10	農林水産業に係る雪害予防

1 市民が行う雪害対策

（1）取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民は飲料水や食糧等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

（2）具体的な取組内容

ア 自助の取組 【危機管理課（総括班）、市民】

- ① 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

- ② 市は、市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

イ 市民との協力体制の確立

【市政情報課（広報班）、市民、事業者】

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

「第2編 震災対策編－第1章－第1節－＜予防・事前対策＞－1 自助、共助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）（54ページ）」を準用する。

2 情報通信体制の充実強化

（1）取組方針

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

（2）具体的な取組内容

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備

【危機管理課（総括班）】

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

イ 市民への伝達及び事前の周知

【市政情報課（広報班）、市民】

- ① 市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。
- ② 市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

ウ 県や防災関係機関との情報共有

【危機管理課（総括班）、関係機関】

市は、災害時のオペレーションを行い、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を県や関係機関と共有する。

「第1章－第6節－＜予防・事前対策＞－2 気象情報や避難情報の活用の周知（297ページ）」を準用する。

3 雪害における応急対応力の強化

（1）取組方針

市、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

（2）具体的な取組内容

ア 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有

【危機管理課（総括班）、防災関係機関】

大雪災害に対応するため、県が作成した事前行動計画（埼玉版タイムライン）を共有する。

イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

【危機管理課（総括班）、消防組合、消防団、防災関係機関】

救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

【雪害に対応する防災用資機材（例）】

- | | | | | |
|---------|---------|-------|-------|-------|
| ・除雪機 | ・スノーシュー | ・かんじき | ・ストック | ・そり |
| ・スノーダンプ | ・スコップ | ・長靴 | ・防寒具 | ・防寒用品 |
| ・ポリタンク | | | | |

4 避難所の確保

【危機管理課（統括班）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】

（１）取組方針

市は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

「第2編 震災対策編－第1章－第9節－＜予防・事前対策＞－1 避難体制の整備（150ページ）」を準用する。

5 孤立予防対策

（１）取組方針

市は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

市は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食糧備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

（２）具体的な取組内容

ア 孤立集落が必要とする支援の想定

【危機管理課（統括班）】

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行う。

イ 孤立のおそれがある地区の状況把握

【危機管理課（統括班）】

市は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

【孤立のおそれがある地区】

- | |
|---------------------------------------|
| ・平成26年2月の大雪で孤立した地区 |
| ・集落につながる道路等において迂回路がない |
| ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路 |

- 危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・地すべり等土砂災害危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い
 - ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

ウ 救援実施に必要な体制整備 【危機管理課（統括班）】

- ① 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- ② 孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地の確保に努める。
- ③ 気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

エ 地域コミュニティによる支援機能の強化

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）】

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

オ 長期孤立を想定した食糧備蓄の奨励

【危機管理課（総括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）】

市は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食糧の備蓄を奨励する。

6 建築物の雪害予防

（１）取組方針

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの市民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

（２）具体的な取組内容

ア 建築物被害を軽減させるための措置

【管財課（輸送班）、都市計画課（建築班）、施設設置者、施設管理者】

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

① 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

② 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7 道路交通対策

（１）取組方針

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

（２）具体的な取組内容

ア 道路交通の確保

【危機管理課（総括班）、建設課・市街地整備課（応急復旧班）、道路管理者】

- ① 道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。
- ② 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

イ 雪捨て場の事前選定

【道路管理者】

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定に努める。

ウ 関係機関の連携強化

【危機管理課（総括班）、建設課・市街地整備課（応急復旧班）、道路管理者】

- ① 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国、県等との連絡体制をあらかじめ確立する。
- ② 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておく。

「第1章－第6節－＜予防・事前対策＞（297ページ）」、「第2編 震災対策編－第1章－第3節－＜予防・事前対策＞（83ページ）」を準用する。

8 鉄道等交通対策

（１）取組方針

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、県等と連携しながら広く市民に周知する。

9 ライフライン施設雪害予防

（１）取組方針

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時にお

ける都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

（２）具体的な取組内容

ア ライフラインにおける雪害対策の推進

【ライフライン事業者】

- ① ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。
- ② ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

10 農林水産業に係る雪害予防

（１）取組方針

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

（２）具体的な取組内容

ア 農産物等への被害軽減対策

【産業振興課（物資調達班）】

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

＜応急対策＞

1	応急活動体制の施行
2	情報の収集・伝達・広報
3	道路機能の確保
4	警備・交通規制
5	救出・救助及び孤立地区への支援の実施
6	避難所の開設・運営
7	医療救護
8	ライフラインの確保
9	地域における除雪協力

1 応急活動体制の施行

（１）取組方針

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

（２）具体的な取組内容

ア 災害応急対策の実施 【総括班（危機管理課）】

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

イ 初動期の人員確保 【総括班（危機管理課）】

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員行動マニュアル等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

（１）取組方針

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

（２）具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 【総括班（危機管理課）】

「第1章－第6節－＜応急対策＞（298ページ）」を準用する。

イ 積雪に関する被害情報の伝達 【総括班（危機管理課）】

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ 市民への情報発信

【広報班（市政情報課）】

- ① 熊谷地方気象台が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。
- ② 異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。
- ③ 県は、市民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。
- ④ 報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に行う等、計画的に実施する。

エ 積雪に伴いとるべき行動の周知

【広報班（市政情報課）】

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

（例）

- ① 不要不急の外出は極力避ける。
- ② 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ③ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ④ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- ⑤ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ⑥ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- ⑦ 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

オ 県との情報共有機能の強化

【総括班（危機管理課）】

- ① 県は、大雪の際は、被害の全容を把握するために、防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用する。また、得られた被害情報については、災害オペレーション支援システム等を通じて市と共有する。
- ② 市の被害が甚大な場合、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

3 道路機能の確保

（１）取組方針

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与え

るライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(2) 具体的な取組内容

ア 効率的な除雪 【道路管理者】

- ① 異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- ② 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- ③ 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

イ 除雪の応援 【総括班（危機管理課）】

- ① 市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- ② 防災関係機関は、市から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。
- ③ 除雪応援の受入に当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 警備・交通規制 【警察本部、道路管理者】

(1) 取組方針

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

(2) 具体的な取組内容

ア 警備

「第2編 震災対策編―第1章―第4節―＜応急対策＞―4 警備活動（110ページ）」を準用する。

イ 交通規制 【道路管理者】

- ① 緊急時の交通規制
気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。
- ② 除雪作業に伴う交通整理と交通規制
道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実

施する。

5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

(1) 取組方針

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア なだれ事故に対する応急対策

【総括班（危機管理課）、道路管理者、交通事業者】

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生的事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防組合、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

イ なだれ発生に伴う避難

【総括班（危機管理課）】

市は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、市民に対し避難の指示を行う。市民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

市民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防組合、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ウ ヘリコプター等による救出・救助

【統括班（危機管理課）、応急復旧班（市街地整備課）】

積雪やなだれによる交通途絶等で立ち往生した自動車や、孤立した地区の市民が、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できないと認めた時は、市は県に対し、県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等による救出・救助を要請する。

また、救助の規模が県及び市による対応能力を超え、緊急性、非代替性が認められる場合には、自衛隊法に基づき自衛隊に災害派遣を要請する。

エ 雪害時の滞留車両の乗員保護

【総括班（危機管理課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、道路管理者】

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込ま

れる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

オ 孤立地区の応急対策

【総括班（危機管理課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、道路管理者、交通事業者】

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の市民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

① 状況の調査等

市は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして孤立の発生の有無、食糧保有の状況等を調査する。

② 救援の要請

市は、孤立地区の状況について、食糧及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請する。

③ 医師の派遣・物資の輸送等

市は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食糧・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずる。

④ 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

「第2編 震災対策編－第1章－第3節－＜応急対策＞（87ページ）」を準用する。

6 避難所の開設・運営

【総括班（危機管理課）、避難班（生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課）、学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、学校】

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民や、交通途絶により孤立した地域の市民を収容するため、市は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「第1章－第8節－＜応急対策＞（316ページ）」を準用する。

7 医療救護

【医療班（保健相談センター）、防災関係機関】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第2編 震災対策編－第1章－第7節－＜応急対策＞（137ページ）」を準用する。

8 ライフラインの確保

（1）取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「第2編 震災対策編－第1章－第3節－＜応急対策＞－4 ライフライン施設の
応急対策（93ページ）」を準用する。

（2）具体的な取組内容

ア 応急対策の実施 【総括班（危機管理課）、ライフライン事業者】

- ① ライフライン事業者、県（給水部）及び市は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。
- ② ライフライン事業者、県（給水部）及び市は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。

9 地域における除雪協力 【市民、事業者】

（1）取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

＜復旧対策＞

1	長期化する雪害への対応
2	農業復旧支援
3	その他復旧対策
4	生活再建等の支援

1 長期化する雪害への対応

(1) 取組方針

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。そのため、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

(2) 具体的な取組内容

ア なだれ対策の実施

【総括班（危機管理課）、道路管理者】

- ① 気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、市民への注意喚起を行う。
- ② 道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

2 農業復旧支援 【物資調達班（産業振興課）】

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第2編 震災対策編－第1章－第14節－＜復旧対策＞（225ページ）」を準用する。

3 その他復旧対策

「第2編 震災対策編－第1章－第2節－＜復旧対策＞（77ページ）」を準用する。

4 生活再建等の支援

「第2編 震災対策編－第1章－第14節（206ページ）」を準用する。

